

2005

環境報告書



Sagami Building Maintenance Cooperative

さがみビルメンテナンス協同組合

さがみビルメンテナンス協同組合のISO14001

環境への配慮、その活動が常識となった今日、当組合は平成14年7月から25回に亘る勉強会を行い、平成15年8月に認証を受け、本格的に活動を開始して2年経過しました。

又、今年8月には2004年改訂規格による審査も終了しました。

この間、ISO委員会は毎月、内部監査は初年度2回(2年目からは1回)実施する中で、環境問題を通じて相互の情報交換、組合員間の相互理解や意思疎通も、取り組み前に比べて数段深まりました。

又、現場従業員についても問題意識が定着した結果、作業品質にもはね返り、良好な作業を維持しています。

しかし、組合各社の担当職種によって、環境側面、法規制等の係わりに差異があり、したがって、関与程度に影響がでています。

環境方針

【基本理念】

私たちは、地域のクリーンで安全・快適な環境を維持する活動を通して、地球環境の維持・向上に貢献するとともに、ビルメンテナンス事業を通して建物の衛生的環境の確保に努め、健康的な都市環境の創造に努力します。



【基本方針】

さがみビルメンテナンス協同組合は、ビルメンテナンスの事業活動が、環境に与える影響を認識するとともに、それによる環境汚染の予防に努め、環境マネジメントシステムを継続的に改善することによって、都市環境の保全に積極的に取り組んでいくため、環境保全活動を次のとおり推進します。

1. 環境関連の法律、規則、条例およびその他の受け入れを決めた要求事項を遵守します。
2. 環境改善に対する目的・目標を設定し、毎年見直します。
 - ・清掃業務に関わる環境負荷を軽減します。
 - ・廃棄物の削減とリサイクルを推進します。
 - ・資源・エネルギーの使用量を削減します。
3. 環境教育を推進するとともに、全ての組合員が活動できる環境管理を組織し整備します。
4. 内部環境監査を実施し、自主管理による環境マネジメントシステムの維持向上に努力します。
5. この環境方針は一般にも公開します。

平成15年9月1日

さがみビルメンテナンス協同組合
理事長 鈴木 正博

一年を通してのコメント

さがみビルメンテナンス協同組合
理事長 鈴木 正博

認証取得後2年経過し、実績数値の比較が可能となりました。全組合員が、同一の歩調ではないが、各社の取り組みに応じ具体的な数字となって現れつつあることは、喜ばしいことでもあります。これらの成果というべき事例は、他の現場への改善のきっかけを与え、又、それらを活用できる現場に水平展開し、更なる成果を得ることが可能になります。

次年度は、芽生えつつある各社の取り組みを委員会が支援し、組合員であることのメリットを出していきたいと考えます。

さて、当組合の環境側面の重要な部分は、洗剤、ワックスの使用に関する事項であり、各メーカーは環境負荷のより小さい商品を研究されていますが、私達はそれを使用する以外に方法はなく、使用過程におけるコントロールはやらなければならないが、供給源でのコントロールが最適であることから、平成17年度はこの点を強調した活動を進めていきたいと考えます。

ビルメンテナンス業における環境への影響とは

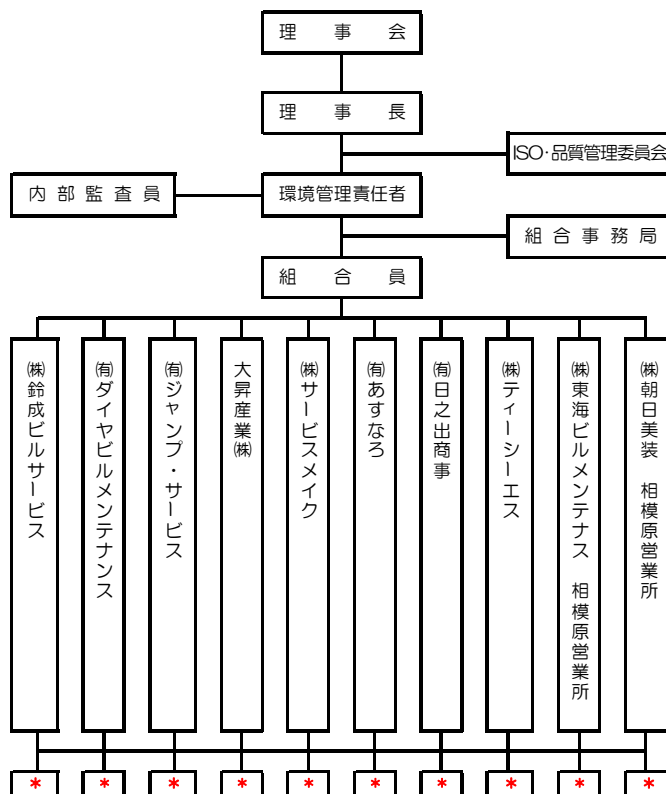
平成 15 年度に抽出した[13 項目の著しい環境側面]は、見直し検討の結果、平成 16 年度も継続して把握していくことにしました。

この 13 項目の中には、我々サイドでは具体的数値として計測出来ないものや、1 年の取り組みの中で改善されたものもありますが、さらに強固な定着を図るため継続し、平成 17 年度の見直しの時期に評価することとしました。

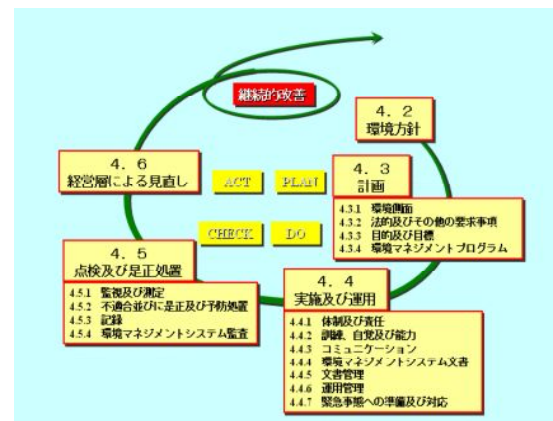
13 項目の著しい環境側面												
電力の使用	廃棄物の排出	紙の排出	ガソリン・軽油の使用	排ガスの発生	水の使用	汚水の排出	薬剤（消毒）の使用	洗剤の使用	ワックスの使用	汚泥、廃塗料、錆の排出	事務用品・トナーの使用	フロンガスの発生



環境マネジメントシステムの体制と運営



* 組合が受注した現場



組合が受注し、組合員企業 10 社が取り組んだ作業現場を中心に、環境負荷低減活動に取り組みました。

組合員は毎月、管理項目をチェックし、半年ごとに部門責任者から環境管理責任者に報告がなされます。

内部環境監査は、年 2 回実施し、年度末には、理事長が経営層の見直しを行います。

環境教育

組合の環境教育として、ビルメンテナンスに関する環境負荷についての専門教育と、組合従業員全体のレベルアップを図る取り組みを行い、組合各社は各現場における現場固有の問題に対しての環境教育とあわせて安全作業教育、作業標準の教育、マナー教育等実施しています。

今年度も、組合員の全従業員が一同に会して、横断的な教育として【環境フォーラム】をあじさい会館で実施しました。今回で12回目になり71名が参加しました。

毎回、外部の専門家に講師をお願いしていますが、今回は次のテーマで実施しました。

- | | | | |
|---|-----------------|----|------------|
| 1 | ハードフロアの日常管理について | 講師 | (株)リンレイ |
| 2 | 床洗浄の廃液処理について | 講師 | 三山化学(株) |
| 3 | トイレの日常管理について | 講師 | ジョンソン(株) |
| 4 | 作業標準書の解説 | 講師 | 当組合環境管理責任者 |



▲環境保全に取り組む大切さを訴え、あじさい会館に組合員10社の従業員及び関係者約71名を集め、「ISO フェスティバル」を12月に開催

【内部監査員の充実】

組合各社に最低1名の内部監査員を設けていましたが、社内異動などに伴い新しくISO委員となった社員に、内部監査員研修会、理解度テスト、先輩内部監査員に付き添っての実習を経て、合格者3名を認定しました。平成17年度からの活躍に期待しています。

コミュニケーション

内部コミュニケーションとしては、ISO・品質管理委員会を毎月実施し導入時期を含め8月迄で既に50回となりました。この委員会の中で、単に環境問題だけでなくいろいろな問題の討議や意見交換がなされ、他の組合員の長所を取り入れ徐々に改善されています。また、内部監査実施時はより親密に情報交換がなされ、お互いに大いに自己啓発にもなっています。

外部コミュニケーションについては、環境問題に関するものはありませんが、作業現場の問題に対して次のようなご指摘を受けました。これらをEMSの中に取り入れ、改善の機会として対処しています。

U N 利害関係者からの苦情及び是正 N U

苦情件数	苦情内容	処置対策
年間6件	点検管理 (2件) 清掃状況 (2件) 連絡体制 (1件) ゴミ処理 (1件)	業務点検手順の見直し 作業標準書教育 連絡網の見直し 環境作業手順書改定、教育

改善提案

昨年度の実験をもとにさらに工夫をして、一部で洗剤の変更及びそれに伴う作業方法の変更とその教育の結果、同品質で相当量の洗剤使用量削減が可能となりました。

1 トイレ洗剤使用量の削減の経緯

- ① EMS 導入前の状況……………実態は作業者の経験則によって適量使用
- ② // 後の状況……………希釈倍率、作業手順の順守（相当量の削減）
- ③ 今回の改善……………作業改善、洗剤変更（激減）
2 次的効果として、衛生陶器清掃作業時間が短縮でき、
トイレ床面のタイル洗浄が毎日の作業に繰り入れられるようになりました。

2 床洗浄剥離廃液の中和処理実験

剥離廃液の処理については、少量であること、日常的に排出しているものでないことから法規制に触れませんが、組合の自主規制として、廃液をそのまま下水道への排出を禁じています。

産廃業者に委託するにはコストの問題があり、従って薬剤を使用しての中和実験を行った

結果、市販されている中和剤と同様な結果になりました。

コスト的には、次のようになりました。（一部は産廃物としての処理が必要）

- ・ 廃液をそのまま産廃業者に処理委託したときの費用……………1
 実験A……………約 1/100
 実験B……………約 1/10

環境社会活動

〇〇 不法投棄防止キャンペーン参加協力 〇〇

平成 16 年 11 月 6 日 (土)

相模原市大沢南部耕地整理区域内の不法投棄物の撤去及び道路清掃に、他の 13 団体と共に当組合として 17 名が参加し、全体で以下の回収量となりました。(相模原市美化推進協議会調べ)

粗大ごみ	1,560 k g
可燃ごみ	1,200 k g
処理困難物	1,220 k g
家電品	140 k g
合計	4,120 k g



〇〇 相模原市民桜まつり参加 “空き缶回収キャンペーン” 〇〇

平成 17 年 4 月 2 日 (土) ~ 3 日 (日)

「第 31 回相模原市民桜まつり」において、組合ブース設営により“空き缶回収キャンペーン”を実施しました。

空き缶回収(持参)者には、空クジなしの抽選を行いました。特に、景品の中で子供達にはスーパーボールが大人気でした。

2 日間の空き缶回収量は、9,600 個になり、NPO 法人に提供しご活用いただきました。



環境監査

EMS 導入初年度の内部監査は、年 2 回実施し、早期定着を目指しましたが、2 年目は全体的に一応の成果ありと判断し、年 1 回としました。

内部環境監査結果は、組合員間の温度差があり、過去に指摘された不適合と同種の不適合が、再発している現場もありました。

外部審査登録機関による審査並びに内部監査員による監査結果は、下記のとおりです。

U N 外部審査登録機関による審査 U N

外部審査機関	SGS ジャパン株式会社	
審査期間	平成 16 年 8 月 18 日~8 月 20 日	
被審査部署	全組合員、組合事務所及び組合受契現場の 3 社 4 現場	
審査員	1 名（ほかに技術専門家 1 名）	
審査結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態訓練・文書管理で各 1 件、合計 2 件の不適合の指摘を受けました。 ・観察事項は、《 組合各社独自の目標設定 》 《 コミュニケーションで、利害関係者への回答方法 》 《 順守すべき法規制の具体的内容 》 などについて、指摘がありましたが、平成 17 年度中にすべてをクリアしました。 	
	不 適 合 件 数	一般観察事項及び改善の機会
	2 件	6 件

U N 内部環境監査 U N

監査期間	平成 16 年 11 月~17 年 2 月		
被監査部署	組合受契 10 現場の 10 社		
内部監査員	10 名		
監査結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の監査目的の一環として、《 改訂版の環境作業手順書実施状況の確認 》 を取り上げ、これを織り込んだチェックリストを各監査員で作成し、更にまた、組合の標準的なチェックリストと併せて内部監査を実施しました。 ・不適合件数は、前回の内部監査とほぼ同件数で、一部には過去に発生した不適合が今回も再発している現場もあり、また、監査員によって不適合の判定に若干の差異がありましたが、やむをえないこととして監査員の判定のまま取り扱いました。 		
	不 適 合 件 数		合 計
	重 大	軽 微	
	—	14 件	8 件

その他内部監査以外の不適合は、改訂版作業手順書の教育不徹底が 1 件発生しています。

平成 16 年度 目的・目標の達成状況

平成 16 年度の、組合員 10 社の活動実績は、以下のようになっています。

No.	著しい環境側面	目的	実施部門	達成度	平成 17 年度目標 (H17.8~H18.7)
1	ワックスの使用	可能な範囲で使用の抑制 環境負荷のかからない ワックスへの切り替え	定期清掃実施の 全組合員	114%	前年実績を参考値 とし適性使用
2	汚水の排出	排出基準の順守	定期清掃実施の 全組合員	120%	床面剥離清掃時の イオン濃度排出基準 の順守継続
3	洗剤の使用	可能な範囲で使用の抑制 環境負荷のかからない 洗剤への切り替え	全組合員 (一部組合員及び 組合事務所を除く)	125%	前年実績を参考値 とし適性使用
4	薬剤の使用	可能な範囲で使用の抑制	全組合員 (一部組合員及び 組合事務所を除く)	83%	希釈倍率を順守し 規定量の使用
5	フロンガスの発生	発生の抑制	1 組合員		発生の抑制
6	事務用品の使用	エコ商品の購入	組合事務所	160%	エコ商品購入比率の アップ
7	紙の使用	紙の適正使用	組合事務所	86%	裏紙使用及び両面 コピーの励行継続
8	汚泥・錆・ 廃塗料の発生	汚泥量の異常増加抑制	一部組合員	100%	前年実績以内

特記事項：達成(未達成)の原因は、以下のとおりです。

- No.1 のワックスについて…………… ワックス塗布場所・回数による効果
- No.2 の洗剤について…………… 新洗剤、作業手順の変更による効果
- No.3 の薬剤について…………… 顧客の要望による使用量の増加
- No.7 の紙について…………… 予定外業務による増加

